

山LP協第 109 号
平成28年10月31日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 福 田 誠

液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書の対応について

都市ガスの小売全面自由化の審議の過程で、消費者委員よりLPガス料金の不透明性や取引方法の問題点に対して指摘を受けたことから、総合エネルギー調査会・資源燃料分科会・石油天然ガス小委員会の下部組織として液化石油ガス流通ワーキンググループ(以下、「液石流通WG」という。)が設置され、3回の審議を経て、報告書が取りまとめられました。

これを受けて、(一社)全国LPガス協会において同報告書の対応について検討・協議した結果、別紙の対応のあり方を協会の方針として進めていくこととなりました。

その内容としては、標準的料金メニューの公表、契約時・契約後の料金透明化及び契約終了後の料金トラブルの防止に関する遵守事項があげられています。

電力・ガス小売りの全面自由化が実施される中、現在の動向を注視し、これに適切に対応すると同時に、LPガスがお客様から選択されるエネルギーとなるためにお客様の信頼を得ることが重要で、そのために、LPガスの安定供給や保安の確保などに一層力を注ぐとともに、LPガス価格の明示等、消費者の理解を得る必要があります。

そのような中で、消費者との一層の信頼関係を築いていくため、今回の方針に沿った活動を早期に実行していただくようお願い申し上げます。

なお、この内容は、業界の自主ルールであるLPガス販売指針で提言していることであり、同指針にも具体的な方法等が記載されていますので、参考としてください。

また、本協会の役員事業所であるエネックス(株)・西日本液化ガス(株)などの事業所では、既にHP等での価格の公表を行っておりますので、参考としてください。

【液石流通WG報告書】

<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160517006/20160517006.pdf>

別紙

液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書への対応のあり方

平成28年10月4日
(一社) 全国LPガス協会

1. まえがき

LPガス業界では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関して法令の遵守を第一として、全国LPガス協会、都道府県LPガス協会及び販売事業者において様々な自主活動を行ってまいりました。

「保安の確保」については、消費者や行政も等しく長年実施してきたLPガス業界の自主保安活動を認め、まさに保安の優等生であると評価されています。

一方、「取引の適正化」については、遺憾ながら20余年も前から改善提言がされているにもかかわらず、いまだ解決されていません。古くは平成2年に日本LPガス連合会(全L協の前身のひとつ)がまとめた「販売業界ビジョン」で、また、最近では平成27年の3次改訂版の「LPガス販売指針」(平成12年が初版)においても提言しています。

今般、都市ガスの小売全面自由化の審議の過程で、消費者委員から料金の不透明性や取引方法の問題点について指摘を受け、経済産業省もその対策を検討せざるを得ない状況となり、液化石油ガス流通ワーキング・グループ(以下「液石流通WG」という。)が設置されました。平成28年2月から検討が開始され、同年4月末に料金情報の公表や取引適正化を内容とした報告書を取りまとめられました。今後、経済産業省では同報告書をもとに、ガイドラインの策定や省令・通達の改定などを行い、液石法の立入検査時等に行政指導を行うこととしています。

電力・都市ガスの小売全面自由化に伴うエネルギー間の大競争時代において、消費者から真の信頼を得ることなしに、LPガス業界は生き残ることはできません。

液石流通WG報告書で提言されていることは業界の自主ルールであるLPガス販売指針により提言している内容であり、LPガス販売指針を日頃から遵守していれば何ら問題もないことです。

全国LPガス協会としては、消費者から真に信頼される業界を目指し、LPガス販売指針や液石流通WG報告書の提言を可能な限り早期に実行することといたします。

消費者との信頼関係をより深く、より高く築いていくためにも以下の活動を早期に実行していただくようお願い申し上げます。

2. 方針

すべてのLPガス販売事業者が下記の方針の実行を求められているが、特に、全L協正副会長・執行役員、都道府県協会正副会長、全L協直接会員及び全L協流通委員会委員は、率先垂範することとする。

記

(1) 消費者から選択されるための料金の透明化(標準的料金メニューの公表)

- ・ ホームページや店頭掲示により標準的料金メニューを公表する
- ・ 全L協正副会長・執行役員、都道府県協会正副会長、全L協直接会員については、平成29年1月を目標に公表することとする。
- ・ 全L協流通委員会委員については、12月を目標に公表することとする。

(2) 契約時における料金透明化

(賃貸型集合住宅入居者に対する取引条件の説明の徹底)

- ・ 賃貸集合住宅入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の説明を徹底する
- ・ 貸付設備がある場合は、その説明と交付書面への記載を徹底する
- ・ 過剰投資を自粛し、良識ある投資をする

(3) 契約後の消費者に対する料金透明化

(値上げ時・料金請求時における料金透明化)

- ・ 定期的に料金を見直し、料金を改定する場合には事前に料金表を交付する
- ・ 基本料金と従量料金を明確にして消費者に説明する

(4) 契約終了時における料金トラブルの防止

(書面交付時における取引条件の説明の徹底)

- ・ 貸付設備がある消費者に対し、契約時に取引条件の説明を徹底する

なお、標準的な料金メニューの公表に当たっては、平成28年6月23日付け(全L協総務28第56号)「ホームページにおける標準的な料金メニュー等の掲載について」を遵守し、独占禁止法に抵触しないように努める。

<http://www.japanlpg.or.jp/member/data/20160623.pdf>

以上